

## 「ICT サービスの利用環境の整備に関する研究会」開催要綱（案）

## 1 目的

ICT サービスの利用を巡る諸問題に幅広く対処し利用環境を整備するため、「ICT サービスの利用環境の整備に関する研究会」を開催する。

## 2 名称

本研究会は、「ICT サービスの利用環境の整備に関する研究会」と称する。

## 3 構成及び運営

- (1) 本研究会の構成員は、別紙のとおりとする。
- (2) 本研究会には、座長及び座長代理を置く。
- (3) 座長は本研究会を招集し、主宰する。また、座長代理は、座長を補佐し、座長不在のときは、座長に代わって本研究会を招集し、主宰する。
- (4) 座長は、必要に応じて、必要と認める者を本研究会の構成員又はオブザーバーとして追加することができる。
- (5) 座長は、必要に応じて、構成員以外の関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。
- (6) 座長は、必要に応じて、本研究会の下にワーキンググループを開催することができる。
- (7) ワーキンググループの構成員及び運営に必要な事項は、座長が定めるところによる。
- (8) その他、本研究会の運営に必要な事項は、座長が定めるところによる。

## 4 議事・資料等の扱い

- (1) 本研究会は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、当事者又は第三者の利益及び公共の利益を害するおそれがある場合その他座長が必要と認める場合については、非公開とする。
- (2) 本研究会で使用した資料については、原則として、総務省のウェブサイトに掲載し公開する。ただし、公開することにより、当事者又は第三者の利益及び公共の利益を害するおそれがある場合その他座長が必要と認める場合については、非公開とする。
- (3) 本研究会の会議については、原則として議事概要を作成し、総務省のウェブサイトに掲載し、公開する。ただし、公開することにより、当事者又は第三者の利益及び公共の利益を害するおそれがある場合その他座長が必要と認める場合については、非公開とする。

## 5 その他

本研究会の庶務は、総務省総合通信基盤局電気通信事業部利用環境課が行うものとする。

「ICT サービスの利用環境の整備に関する研究会」構成員

(敬称略・五十音順)

【構成員】

(座長代理)	大谷 和子	株式会社日本総合研究所	執行役員	法務部長
	木村 たま代	主婦連合会	事務局長	
(座長)	宍戸 常寿	東京大学大学院	法学政治学研究科	教授
	中原 太郎	東京大学大学院	法学政治学研究科	教授
	森 亮二	英知法律事務所	弁護士	
	山本 龍彦	慶應義塾大学大学院	法務研究科	教授

【オブザーバー】

法務省人権擁護局